

厚生労働大臣の定める掲示事項

当センターは、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料について

当センターは、「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料2）」では入院患者さん10人に対して1人以上の看護職員、「地域包括ケア病棟入院料2」では入院患者さん13人に対して1人以上の看護職員を配置のうえ届出しております。各病棟詳細はについては、各病棟へ掲示しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策について

当センターでは、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

III DPC対象病院について

当センターは入院費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数1.4808（基礎係数1.0451+機能評価係数I 0.3385+機能評価係数II 0.0810+救急補正係数0.0162）

IV 診療明細書発行について

当センターでは、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別に診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

V 院内感染防止対策の基本的な考え方と取り組みについて

当センターでは、患者さんが安全・安心に療養環境を過ごせるように、全ての人を対象として実施する「スタンダードプリコーション（標準予防策）」の観点に基づいた医療・看護行為を実践すると共に、感染経路別予防策を実施しています。院内の感染管理を担う部門として感染管理室を設置し、感染対策チーム（ICT）や抗菌薬適正使用支援チーム（AST）が中心となり、組織横断的に院内感染防止に取り組んでいます。

以下、取り組み内容の一部をご紹介させて頂きます。

1. 感染対策チーム（ICT）によるラウンドの実施

多職種で構成された感染対策チームにより、院内のラウンドを行い感染症の発生状況や現場での感染対策を確認・指導します。

2. 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による活動

多職種で構成された抗菌薬適正使用支援チームにより、抗菌薬の使用状況を監視し、適正な使用が行われているか確認・指導します。

3. 院内感染対策マニュアルの作成・見直し

感染対策に関するマニュアルを作成・見直しを行い、感染対策の推進を図ります。

4. 感染対策研修会の企画・開催

全職員を対象とした感染対策研修会を年2回以上企画・開催し、職員教育に努めます。

5. 地域の医療機関との連携

市内の医療機関や保健所、医師会と連携し、施設相互のラウンドや合同カンファレンス、新興感染症に備えた訓練を開催し、院内 および地域の感染対策の推進を図ります。また、連携医療機関に赴き、感染対策の助言や支援を行います。

6. サーベイランスの実施

外科手術（大腸・人工関節）や中心静脈カテーテル、尿道留置カテーテル、人工呼吸器装置に関する感染発生状況の監視・調査を行い、感染対策の質の向上を図ります。

7. コンサルテーション

病院内職員・病院外の施設からの感染対策・抗菌薬適正使用に関する相談を受け、助言や支援を行います。

8. 病院内感染防止対策の実施内容

- ・感染症（M R S A、緑膿菌、インフルエンザなど）発生時の取り扱いに関する事
- ・病院内で発生した場合の問題となる耐性菌等の防止と検討
- ・手指衛生及び器具・機械等の洗浄や消毒剤の使用に関する事
- ・抗菌薬の適正使用状況に関する事
- ・分別廃棄など廃棄物処理に関する事
- ・衛生用品や消耗物品の取り扱い及び見直しなど
- ・病院職員の健康維持、安全、ワクチン接種に関する事
- ・流行時期における感染対策に関するタイムリーな情報提供と防止策の実施

VI 医療安全管理者等による相談

当センターでは、医療安全管理者(医科・歯科)等による相談および支援を受けることができ、患者さんやご家族が不利益を受けないよう配慮を行っております。詳しくは、1階「医療相談室」へおたずねください。